

令和6年度
千葉県奨学生募集案内

奨学資金を希望する皆さんへ

千葉県奨学資金

<はじめに>

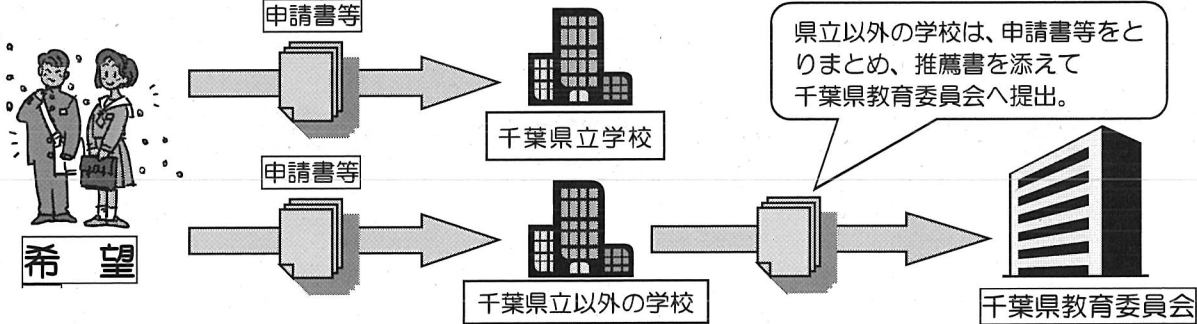
○この「千葉県奨学資金」は貸付制度ですので、貸付終了後には返還する義務が生じます。希望する場合は、この案内をよく読み、責任を持って申請してください。

なお、書類の中で自分では分からない箇所があった場合は、家族の方とよく相談して記入するようにしてください。

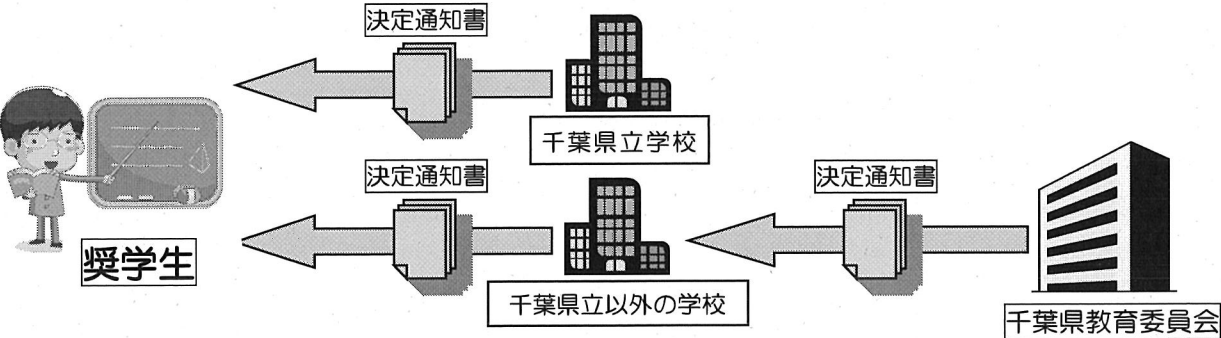
○この「千葉県奨学資金」は高校在学中に貸し付けるものであり、大学・専門学校等に進学後に貸付けを行うものではありません。

千葉県奨学資金の仕組み

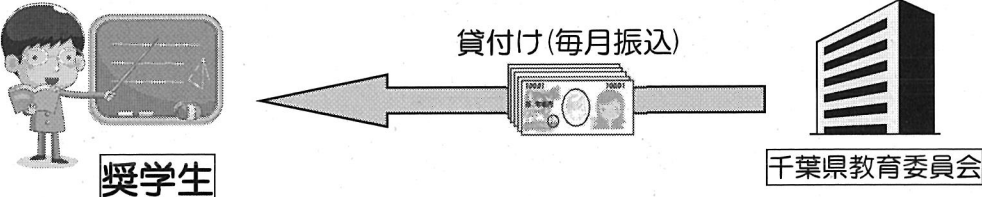
① 申請書等を揃えて学校へ提出します。



② 審査後、奨学生に決定されたら奨学生決定通知書が発行されます。

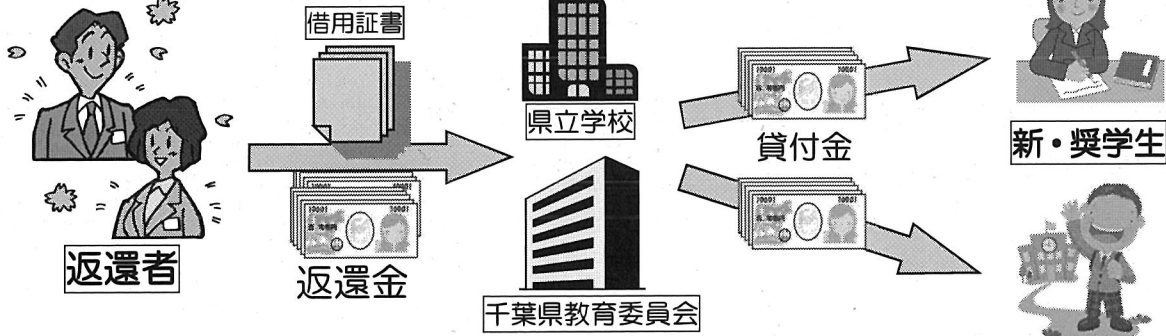


③ 決定通知書発行後、貸付けが始まります。



④ あなたが借受けた奨学資金の返還金は、後輩に引き継がれます。

(新たな奨学生へ貸付けされます。)



卒業後、経済的事情(例: 給与所得者の場合、年間収入金額230万円以下等が条件)や大学等への進学、病気、災害等により返還が困難な場合、申請をすれば返還の猶予(返還の延期)が受けられます(減免するものではありません)。

1 千葉県奨学資金

千葉県では、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学中、経済的負担を軽減し、安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。

2 資格要件

以下の（１）～（５）の条件を満たすことが必要です。

- （１）高等学校等に在学すること。
- （２）保護者（親権者）が千葉県内に住所を有する*こと。
*高校生等本人が独立の生計を営む成年者である場合にあっては、本人が千葉県内に住所を有すること。
- （３）修学意欲があり、かつ性行が正しいこと。
- （４）経済的理由により修学が困難なこと。
- （５）「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受けていないこと。

3 採用基準（収入）

親権者（親権者がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入金額から所得金額を算出し、その金額から規定の控除額を差し引いた金額が、千葉県教育委員会の定める収入基準額以下であること。

[収入・所得の目安]

区分	給与収入の場合		給与収入以外の場合（営業所得等）	
	国公立	私立	国公立	私立
4人世帯	665万円	735万円	291万円	340万円
5人世帯（A）	686万円	756万円	306万円	355万円
5人世帯（B）	784万円	882万円	376万円	474万円

- 注）4人世帯は、父母、高校生1名、中学生1名の世帯、
5人世帯（A）は、父母、祖母、高校生1名、中学生1名の世帯、
5人世帯（B）は、父母、高校生1名、中学生1名、小学生1名の世帯を想定しています。
○給与所得の世帯は収入金額（税込み）、給与所得以外の世帯は収入金額から必要経費を引いた金額です。
○この金額以上の所得がある場合でも、家庭の事情によっては特別控除ができる場合があります。
詳しくは担当の先生に御確認ください。

4 申請方法

申請は在学する学校を通して行います。奨学資金貸付申請書に必要書類を添付して、学校が設定する提出期限までに担当の先生へ提出してください。

5 申請書類

- （１）奨学資金貸付申請書（記入例 P.6）
- （２）親権者全員（親権者がいない場合は代わって家計を支えている人）の令和5年1月～令和5年12月の収入に関する証明書（源泉徴収票、確定申告書（控）の写し等）

※令和5年1月以降に勤務先が変わった場合には、源泉徴収票等の代わりに給与明細書のコピー（直近2～3か月分）、もしくは年収見込証明書（勤務先で発行できる場合があります）を添付してください。

※市町村発行の課税（非課税）証明書は使用できません。

- (3) 奨学資金受領口座届出書（生徒本人名義の口座）（記入例：P. 7）
- (4) 通帳のコピー ※口座名義、口座番号、銀行名、支店名がわかるページをコピーして添付してください。
- (5) 誓約書（記入例：P. 7）
- (6) その他の証明書類（親権者の単身赴任費、災害による損害、長期療養費などを証する書類）
- ※（4）、（5）については、千葉県立学校の場合、貸付決定後の提出可。
- ※（6）については、控除額として認定することを希望する場合のみ提出が必要。

<注意>

千葉県奨学資金の貸付には、申請者（奨学生本人）、連帯保証人（親権者。親権者がいない場合は、代わって家計を支えている人）、保証人（申請者・連帯保証人と別生計の成年者）が必要です。

連帯保証人には、奨学生（申請者）本人と連帯（協力）して借り受けた奨学金を返還する義務があり、保証人には、奨学生本人と連帯保証人が返還できなくなった際に、代わって返還する義務があります。

ただし、保証人は申し立てにより、請求のあった支払い義務を2分の1とすることができます。返還義務等について御了解の上、申請書類等に御署名・御捺印するようお願いします。

奨学生本人の返還状況については、連帯保証人及び保証人に情報提供する場合があります。

6 貸付期間

令和6年4月から卒業するまでの正規の修学期間です。*

※途中で辞退することも可能です。また、翌年度以降に継続して貸付を受ける場合、収入状況等の審査を行います。新年度の貸付は、審査終了後に再開します。継続貸付の審査において、転居や収入の状況により、貸し付けを打ち切ることがあります。

※退学等の場合、退学する月までの貸付けとなり、貸付終了の手続きをしていただきます。

7 貸付金の交付

貸付金の月額、下表から選択してください。

奨学資金は毎月18日に交付予定です。（数日程度前後することがあります）

振込先は「奨学資金受領口座届出書」により届け出ていただいた生徒本人名義の口座です。

初回の貸付けは審査終了後で、4月からの数か月分をまとめて振込みます。

また、次年度以降の初回貸付は、継続貸付の審査終了後、4月からの数か月分をまとめて振込みます。

【奨学資金貸付月額表】

区分	国公立	私立
自宅通学	10,000円	10,000円
	20,000円	20,000円
		30,000円
自宅外通学	15,000円	15,000円
	25,000円	25,000円
		35,000円

※1 一定以下の収入の世帯に扶養されている生徒のうち、希望する生徒に貸付金額を7,000円加算する「低所得加算制度」もあります（国公立高校等在学で、月額20,000円又は25,000円を希望する者が対象）。詳しい内容は、担当の先生に相談してください。

低所得世帯加算を希望する場合、「奨学資金貸付申請書」の「低所得世帯加算の希望の有無」について、「有」に○を付し、必要な書類を作成・提出していただく必要があります。

※2 「自宅外通学」は、現に自宅以外から通学している人及び特別な事情のある人のうち、自宅外通学の月額を希望する生徒に貸付けを行います（自宅以外から通学している場合であっても、「自宅通学」の月額を希望することも可能です）。詳しい内容は、担当の先生に相談してください。

8 奨学生になったら

奨学生には、奨学生決定通知書など関係書類を交付します。

奨学生としての自覚を持ち、奨学生にふさわしい生活態度で、学業に励んでください。

家計が好転し、貸付けを受ける必要がなくなったときや、保護者が県外へ転出した場合等は、奨学資金辞退の手続をしてください。

9 貸付けの終了

貸付けが終了したときは、速やかに返還に関する書類（借用証書及び返還計画書等）を提出していただきます。提出の際は学校の指示に従ってください。

奨学資金は、返還金を直ちに後輩への奨学資金として貸し付ける仕組みとなっています。

10 返還について

貸付終了後、6か月を経過した後、規定の年数以内で返還していただきます。

返還は原則として口座振替※で行っていただきます。

※「みずほ銀行」等は貸付金の振込先としては使用できますが、返還用口座としては使用できません。
使用できる銀行口座の中から選んでいただきます。

(1) 返還方法

原則として毎月の口座振替（引き落とし）により返還していただきます。

※口座振替の場合、引き落とし日は各返還月の末日（休日の場合は金融機関の翌営業日）です。

(2) 返還年数

貸付けを受けた奨学資金の額	返還年数
80万円以下のもの	10年
80万円を超え110万円以下のもの	12年
110万円を超えるもの	14年

○毎回返還金額は計画した返還回数で均等払いとなり、端数は最終回に返還していただきます。

11 利息

奨学資金の貸付けは無利息ですが、奨学資金の返還を滞納したときは、延滞利息（年5%）が課せられます。

納付がない場合には、連帯保証人・保証人にも請求いたします。

12 返還に困ったときは（返還の猶予）

卒業後、大学等に進学したときや、病気・災害・収入状況等により一時的に返還が困難である場合、その間、返還の猶予ができる制度があります（免除・減額ではありません）。

なお、返還の猶予を受ける際は、返還猶予申請の手続が必要です。自動で猶予されるものではありませんので、御注意ください。

※返還者が死亡又は心身の機能に著しい障害を受け、返還が困難となった場合、連帯保証人の状況によっては、返還を免除することがあります。

～ 奨学資金貸付申請書の書き方（記入例）～

◎記入については、このページのほか、次ページからの記入例を参考にしてください。

◎ボールペン等（消えないもの）を使用し、修正液・修正テープ等は使わないでください。

※記入内容を修正するときは、横二重線と申請者印で取消し、余白に正しい内容を記入してください。

- 申請者は、生徒本人です。
- 連帯保証人は、申請者（生徒本人）と同一生計の親権者（原則として父母。父母がない場合はそれに代わる人）を立ててください。
- 保証人は、申請者及び連帯保証人と別生計の成年者を立ててください。

（注）署名欄等について

各書類の署名欄については必ず該当する方が署名してください。

また、申請書の奨学資金希望理由欄は、必ず申請者（生徒本人）が記入してください。

これらの欄について別人が署名・記入している場合、書類の受付はできません。

「年収（税込）」欄

親権者（親権者がいない場合は代わって家計を支えている人）について、以下の添付書類を用意し、令和5年1月～令和5年12月の年間収入金額を記載してください。（添付書類はコピーで可）

（1）給与所得……………勤務先で発行される令和5年分の源泉徴収票（最新のもの）

※源泉徴収票がない場合、直近2～3か月分の給与明細の写しを提出してください。

（2）給与所得以外…確定申告書の控え（最新のもので、原則として受付印のあるもの。ただしe-Taxで申告した場合は、用紙に受付番号・受付日時が記載されているもの）

（注）・令和5年1月以降に就職・転職（開業・転業等を含む）した場合等は、余白にその旨を記載の上、申請の年（令和6年1月～12月）の収入見込み金額を推算してください。*

※給与所得者の場合、年収見込証明書又は直近2～3か月分の給与明細の写しを添付し、給与明細の写しを添付する場合には、平均月収から年収を推算してください。（源泉徴収票で現職の収入がわかる場合は、源泉徴収票も可）

- その他各種手当などの収入がある場合は、金額が確認できる書類を添付してください。
（例：児童手当支給額決定通知書、年金額決定通知書、生活保護受給額決定通知書等）
- 学校、教育委員会が推薦（選考）のため必要とするときは、その他証明書等を提出していただく場合があります。

【個人情報について】

申請の際に記入していただく個人情報については、奨学資金の貸付（及び返還）業務において使用し、収集目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。

「奨学資金貸付申請書」記入例

奨学資金貸付申請書

令和6年4月5日

千葉県教育委員会
千葉県立(千葉県立) 学校長様

申請者：生徒本人
連帯保証人：保護者
保証人：申請者・連帯保証人と別生計の成年者が必ず自筆で署名し、捺印する。全て違う印影であること。スタンプ印は不可。

申請者 千葉太郎
連帯保証人 千葉一郎
保証人 千葉次郎

千葉県奨学資金の貸付を受けたいので、千葉県奨学資金貸付条例第6条の規定により申請します。

フリガナ チバ タロウ 千葉 太郎
氏名 千葉 太郎
生年月日 平成20年7月1日生(満15歳)
立 立 立
学校名 OO学園高等学校
学年 (入学年度) 第1学年

生徒本人の住所について、該当するものに○

本人現住所 千葉市美浜区若葉2-1-3
TEL 03-XXXX-XXXX
連帯保証人現住所 千葉市中央区市場町1-1
TEL 080-XXXX-XXXX
保証人現住所 千葉市中央区市場町1-1
TEL 043-XXXX-XXXX

令和6年度入学の場合、学年は「第1学年」、入学年度は「R6年度」。

住民票の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記入 ※電話番号は市外局番から電話番号は日中でも連絡が取れるもの(携帯番号等)をお願いします。

続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	年収(税込)
①父	千葉 一郎	48歳	会社員	千葉商会(株)	5,017千円
②母	千葉 花子	43歳	パート	(株)千葉マート	800
③本人	千葉 太郎	15歳	学生		
④弟	千葉 次郎	12歳	学生		
⑤					
⑥					

親権者の収入の合計を記入。
5,817千円

同一生計の場合、家族欄に記入(同居・別居は問わない) ※別居の場合、余白に(別居)と記載する。 ※同居でも別生計の方は記入しない。

生徒本人が家計状況、修学意欲、返還意志等を具体的に記入すること。
注)保護者の記入欄ではないので、必ず生徒本人が記入する。

奨学資金の希望月額 国・公立学校 ※1万円・2万円
私立学校 ※1万円・2万円(3万円)
自宅外単価の適用希望の有無 ※有・無
奨学資金の低所得世帯加算希望の有無(国・公立学校2万円希望者のみ) ※有・無

希望する貸付月額を選択

・自宅外単価：自宅外から通学している生徒のみ
・低所得世帯加算：国公立学校に在籍し、貸付月額2万円を希望している者のみ希望可 ※追加で審査資料の提出が必要となる
※希望しない(または該当しない)場合は「無」に○

※印のところは、該当のものを○で囲むこと。

「奨学資金受領口座届出書」記入例

第4号様式（第10条第1項及び第4項）

奨学資金受領口座届出書

令和6年4月5日

千葉県教育委員会（千葉県立） 学校長様

千葉県立学校の場合：学校名を記入
その他の学校の場合：記入不要

住所 千葉市中央区市場町1-1
奨学生氏名 千葉太郎
電話番号 043-XXXX-0000
住所 千葉市中央区市場町1-1
連帯保証人氏名 千葉一郎
電話番号 080-XXXX-0000

奨学生：申請する生徒本人
連帯保証人：申請書の連帯保証人と同一の方が、それぞれ必ず自分で署名すること。

千葉県奨学資金貸付金の受領口座を、以下のとおり届け出ます。

記載する口座について、これまでに千葉県教育委員会へ届け出たことがない場合、新規に○を付す。

区分 (該当区分に○を付す)	新規		変更						
金融機関名・ 店舗名	ゆうちょ 銀行 ○五八 支店 (ゆうちょ銀行の支店名は「〇五九」、「〇三八」など)								
預金種目 (該当種目に○を付す)	1 普通 2 当座	口座番号	0	1	2	3	4	5	6
口座名義人 (カタカナ) 左詰で上段から記入	チ	ハ	タ	ロ	ウ				

奨学生本人の口座を指定すること。
口座情報の確認のため、通帳等のコピー
(銀行名・支店名・口座名義・口座番号等のわかる部分)を添付すること。

注

- 奨学資金の受領口座は、学校長に委任する場合を除き、奨学生本人名義の口座とすること。
- 成人者が提出する場合、連帯保証人の記載は省略可能とする。
- 通帳の写し等、口座番号が確認できるものを添付すること。

「奨学生決定通知書」受領後に提出する場合：
決定通知に記載の貸付番号を転記
申請書と同時に提出する場合：記入不要

貸付番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「誓約書」記入例

第四号様式（第五条）

誓約書

令和6年4月5日

千葉県教育委員会（千葉県立） 学校長様

千葉県立学校の場合：学校名を記入
その他の学校の場合：記入不要

住所 千葉市中央区市場町1-1
奨学生氏名 千葉太郎
電話番号 043-XXXX-0000
住所 千葉市中央区市場町1-1
連帯保証人氏名 千葉一郎
電話番号 080-XXXX-0000
住所 千葉市美浜区若葉2-1-3
保証人氏名 市場栄
電話番号 03-XXXX-0000

奨学生：申請する生徒本人
連帯保証人：申請書の「連帯保証人」と同一の方
保証人：申請書の「保証人」と同一の方の署名・捺印
※それぞれ該当する方が自分で署名・捺印すること。

私は、千葉県奨学資金貸付条例の規定に従い、誠実に義務を履行することを誓約します。

「奨学生決定通知書」受領後に提出する場合：
決定通知に記載の貸付番号を転記
注：「予約奨学生決定通知書」ではありません。
申請書と同時に提出する場合：記入不要

貸付番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和6年度 千葉県奨学生募集

☆千葉県では、高等学校等に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。

【申請方法】	在学する学校で申請します。 申請に必要な書類については奨学金担当の先生に相談してください。
【資格】	①保護者が千葉県内に住所を有する者。 ②修学意欲があり、かつ、性行が正しい者。 ③経済的理由により修学が困難な者（以下の【経済基準】を参照）。 ④「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受けていない者。
【経済基準】	親権者の収入金額の合計が、千葉県教育委員会の定める収入基準額以下であること。 （以下の〔収入・所得の目安表〕参照）

（収入・所得の目安表）

- ※ 給与所得の場合は収入金額（税込み）、営業等所得の場合は収入金額から必要経費を引いた金額。
- ※ 収入は、親権者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入の合計。
- ※ 4人世帯の場合、父母・本人・中学生の世帯を想定して算出。
5人世帯の場合、父母・本人・中学生・小学生の世帯を想定して算出。（単位：万円）

区分		平成29年度以降入学者	
		国公立	私立
給与収入	4人世帯	665	735
	5人世帯	784	882
営業等所得	4人世帯	291	340
	5人世帯	376	474

【貸付条件】	連帯保証人（親権者）のほかに保証人（別生計の成年者）が必要です。
---------------	----------------------------------

【貸付月額】	下表から希望額を選んでいただきます。貸付期間中に変更することも可能です。
---------------	--------------------------------------

区分	自宅通学		自宅外通学	
	国公立	私立	国公立	私立
貸付月額	10,000円	10,000円	15,000円	15,000円
	20,000円	20,000円	25,000円	25,000円
		30,000円		35,000円



【貸付期間】	令和6年4月分から正規の修学期間が終了するまで。
---------------	--------------------------

【貸付方法】	生徒本人名義の口座に原則として毎月振り込みます。 ※初回貸付けは審査終了後、4月分から貸付決定月分までを振り込みます。
---------------	----------------------------------------------------------------

【返還方法】	貸付終了月の翌月から据置期間（6か月）経過後、規定の年数以内（10～14年）で月賦、半年賦又は年賦の均等払方式（無利子）により返還していただきます。
---------------	----------------------------------------------------------------------------

【返還猶予】	大学等に進学、又はその準備中の場合は、その期間返還を猶予する制度があります。 （大学等進学の場合：正規の修学期間。大学等進学準備中の場合：年度更新で通算5年まで） ※一定の収入（例：給与所得の場合、年間収入金額230万円）を得るまでの間も、返還を猶予できます。
---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※返還猶予は「減免（免除）」ではありません。

※返還猶予は申請が必要です。卒業後、自動で猶予されるものではありません。

申請期限は、令和6年 5 月 8 日（水）です。

返還猶予制度とは…?

卒業のときに返還計画を立てます。
借りた金額により、返還の期間*が変わります。

※80万円以下の場合：10年以内
80万円を超え110万円以下の場合：12年以内
110万円を超える場合：14年以内

卒業



卒業後に返還が始まり、毎月払いや半年払いなど、分割して返還*します。

就職



※月2万円を3年間借り受けた場合、合計で72万円となり、
最長で毎月6,000円×10年間で返還していただきます。

返還

進学

収入的に返還
が厳しい

一時的に返還が難しくなったら
どうすればいいの？

災害

病気

浪人

きちんと手続きをすれば、
返還を猶予できます！



猶予
申請

提出



<提出先>

千葉県立学校を卒業：学校
その他の学校を卒業：千葉県教育庁財務課

猶予再申請*

猶予決定

状況が改善しなかったら…

状況が改善したら…

※猶予の再申請について
猶予が自動で継続することはありません。
また、猶予の理由によっては、年数に限りがありますのでご注意ください。

返還再開

GOAL!

返 還 完 了

猶予できる理由	必要書類	猶予期間
①高校在学中	在学証明書または学生証の写し	正規の修学期間
②上級学校（大学・専門学校等）に進学、または在学中	在学証明書または学生証の写し	正規の修学期間
③上級学校へ進学するため勉強中	不要	1年（通算5年まで）
④災害により住宅等が被害を受けた場合	罹災証明書	教育委員会が認める期間
⑤病気により一時的に就業できない場合	医師の診断書	教育委員会が認める期間
⑥生活保護受給中である場合	生活保護受給証明書	1年
⑦経済的理由により返還が困難な場合（収入が基準額以下の場合） （返還者本人の給与所得が230万円以下で、 かつ生計を一にする親の給与所得が300万円以下の場合）	「事情書」及び収入証明書類	1年

第三号様式（第二条の二及び第三条）

奨学資金貸付申請書

年 月 日

千葉県教育委員会（千葉県立_____学校長）様

各自自署	}	申請者	㊟
		連帯保証人	㊟
		保証人	㊟

千葉県奨学資金の貸付を受けたいので、千葉県奨学資金貸付条例第6条の規定により申請します。

フリガナ		生年月日		学 校 名			
氏 名		年 月 日 生 (満 歳)		※ 立 全日制 私 立 ※定時制 学校 通信制			
本人現住所 〒 _____ ※自宅・学寮・下宿・その他（親戚宅・知人宅・）							学 年 (入学年度)
連帯保証人現住所 〒 _____ TEL _____							第 学年 (入学年度 年度)
保証人現住所 〒 _____ TEL _____							総 収 入 額
家 族	続柄	氏 名	年齢	職業	勤務先	年収(税込)	千 円
	①父		歳			千円	
	②母		歳				
	③本人		歳				
	④		歳				
	⑤		歳				
	⑥		歳				
	⑦		歳				
(具体的に記入すること。) ※生徒本人が自筆で記入すること。							
奨学資金理由							
奨学資金の希望月額				国・公立学校		私立学校	
				※1万円・2万円		※1万円・2万円・3万円	
自宅外単価の適用希望の有無						※ 有・無	
奨学資金の低所得世帯加算希望の有無 (国・公立学校2万円希望者のみ)						※ 有・無	

※印のところは、該当のものを○で囲むこと。

第4号様式（第10条第1項及び第4項）

奨学資金受領口座届出書

年 月 日

千葉県教育委員会（千葉県立_____学校長）様

自署 住所
 奨学生氏名
 電話番号

自署 住所
 連帯保証人氏名
 電話番号

千葉県奨学資金貸付金の受領口座を、以下のとおり届け出ます。

区 分 (該当区分に○を付す)	新 規 ・ 変 更						
金融機関名・ 店 舗 名	銀行 支店 (ゆうちょ銀行の支店名は「〇五九」、「〇三八」など)						
預 金 種 目 (該当種目に○を付す)	1 普 通	口座番号					
	2 当 座						
口座名義人 (カタカナ) 左詰で上段から記入							

注

- 1 奨学資金の受領口座は、学校長に委任する場合を除き、奨学生本人名義の口座とすること。
- 2 成人者が提出する場合、連帯保証人の記載は省略可能とする。
- 3 通帳の写し等、口座番号が確認できるものを添付すること。

貸 付 番 号							

